

AKPS委員会規程

平成 5年12月17日制定
平成 7年 4月21日改正
平成18年10月 1日改正
平成18年10月20日改正
平成20年 4月 1日改正
平成26年11月21日改正

(設置)

第1条 北里大学共同研究振興資金規程第5条の定めに基づき、生命科学分野における学際的総合的共同研究（AKPS）を促進するため、北里大学大学院委員会に、AKPS委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(業務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について協議し、学長に答申する。

- (1) AKPSの実施方針に関すること。
- (2) 資金の区分に関すること。
- (3) 研究計画(助成金申請書を含む。)の募集に関すること。
- (4) 審査の判定基準に関すること。
- (5) 助成対象研究の審査に関すること。
- (6) 全体研究集会に関すること。
- (7) 助成対象研究等の管理及び監査に関すること。
- (8) 研究成果の評価に関すること。
- (9) 研究成果の刊行に関すること。
- (10) その他学長から付託された事項

(構成)

第3条 委員会は、次の委員をもって構成する。

- (1) 学長又は副学長の中から学長が指名する者1人
 - (2) 北里大学大学院委員会から選出された者4人
 - (3) 学識経験者のなかから学長が委嘱する者若干名
 - (4) 北里研究所理事会から選出された者1人
- 2 委員長は、前項第1号の委員とする。
 - 3 委員長は、委員会を統括し、委員会を代表する。
 - 4 委員会に、副委員長を置くことができる。副委員長は、委員長が指名し、委員会の了承を得る。
 - 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代行する。

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱された日から3年間とする。

2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(運営)

第5条 委員会は、委員長が招集し、議長となる。

2 委員会は、委員の3分の2以上の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員会は、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(審査委員会)

第6条 助成対象研究の審査のため、委員会の中に審査委員会を置く。

2 審査委員会は、原則としてAKPS委員の中から委員会の議を経て選出された者7人をもって構成する。ただし、必要あるときは、委員会の議を経て本法人の学識経験者又は学外の学識経験者若干名を加えることができる。

3 審査委員が研究代表者（共同研究者を含む。）のときは、自己及び関連の助成対象研究の審査をすることができない。

(事務局)

第7条 この委員会に関する事務は、研究支援センター事務室が担当する。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、AKPS委員会及び北里大学大学院委員会の議を経て北里研究所理事会において決定する。

附 則

この規程は、平成6年1月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成7年5月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年10月20日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年9月1日から施行する。